

各府省庁ご担当者様
経産省内ご担当者様

セーフティネット保証5号の業種指定の取扱いについて
～全業種指定について～

令和2年4月24日
中小企業庁金融課

平素より、中小企業・小規模事業者資金繰り支援の円滑な実施に御尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

中小企業庁では、需要の著しい減少等により中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている業種について、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の規定に基づいて指定を行っております。

令和2年1月中旬からの新型コロナウイルス感染症の影響は、国内において、宿泊業、旅行業などの観光関連業種をはじめ、製造業、卸売業などの幅広い業種にわたり、売上減少や資金繰り悪化等、事業活動に深刻な影響が発出しており、各府省庁関係部局に対して緊急的な業況調査を実施させて頂いているところです。

その結果に基づき、緊急調査前は152業種であったところ、現在は計738業種を指定しているところです。

今般、令和2年4月7日に閣議決定された『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』において、『地方公共団体の制度融資を活用した実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設するとともに、このためのセーフティネット保証・危機関連保証の保証料を減免しつつ、十分な規模の保証枠を確保する』とされたことを受け、現在各自治体と「新型コロナウイルス感染症対応資金」（※）の創設に向けた調整を行っているところであり、令和2年5月1日以降、各自治体にて順次制度を開始する予定であるところ、全ての事業者が制度を利用することが可能とする必要があるため、今般、セーフティネット保証5号の指定業種について保証制度の対象となる全業種に拡充することといたしました。

現在、関係各所と調整中ではございますが、令和2年5月上旬には「中分類」にて全業種指定に関する告示を行う予定としており、係る旨を本日プレスリリース致します。

全業種に係る告示時期及び終期が決まり次第改めてご連絡をさせていただきますが、取り急ぎご連絡をさせて頂くものです。

なお、上記指定終期以降は、改めて「細分類」で指定を行うことを予定しておりますため、業種指定に当たって実施する業況調査につきましては、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔 ※：SN4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた事業者を対象に、限度額30百万円を上限に利子及び保証料を補助する制度。 〕